

法務省政策評価懇談会（第48回）議事録

1. 日 時

平成29年2月20日（月）9：57～12：02

2. 場 所

法務省大会議室（地下1階）

3. 出席者

<政策評価懇談会構成員>

出雲 明子	東海大学政治経済学部政治学科准教授
伊藤 富士江	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授
井上 東	公認会計士
大沼 洋一	駿河台大学法学部教授
(座長) 田中 等	弁護士
宮園 久栄	東洋学園大学人間科学部教授

<省内出席者>

法務事務次官	黒 川 弘 務
官房審議官（総括担当）	高 嶋 智 光
官房付（政策評価企画室長）	阿 部 健 一
秘書課総括補佐官	池 田 仁
秘書課企画調整官	一法師 靖 之
秘書課補佐官	廣 瀬 健 生
秘書課法務専門官	中 島 祐 司
人事課補佐官	横 井 秀 行
会計課補佐官	山 本 広 美
施設課技術企画室長	市 村 武
司法法制部参事官	藤 田 正 人
官房付兼司法法制部付	松 本 朗
民事局参事官	大 谷 太
民事局戸籍企画官兼民事局付	北 村 治 樹
民事局付	宮 崎 文 康
民事局民事第二課地図企画官	岩 崎 琢 治
民事局民事第二課法務専門官	三 枝 稔 宗
官房参事官（刑事担当）	上 原 龍
矯正局成人矯正課企画官	大 竹 宏 明
矯正局成人矯正課企画官	岸 規 子
矯正局成人矯正課企画官	柿 添 聡

矯正局少年矯正課企画官	岩 浪 健
保護局総務課企画調整官	勝 田 聡
人権擁護局参事官	前 田 敦 史
訟務局訟務企画課訟務調査室長	秋 山 二 郎
入国管理局総務課企画室長	根 岸 功
法務総合研究所総務企画部副部長	茂 木 善 樹
法務総合研究所研究部総括研究官	冨 田 寛
法務総合研究所研究部総括研究官	田 中 秀 樹
公安調査庁総務部総務課企画調整室長	近 智 徳

<事務局>

官房付（政策評価企画室長）	阿 部 健 一
秘書課法務専門官	中 島 祐 司

4. 議 題

- ・平成29年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）について
- ・国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する評価実施結果報告書（案）について

5. 配布資料

- 資料1：平成29年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）
- 資料2：法務省政策評価に関する基本計画
- 資料3：国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する評価実施結果報告書（案）
- 資料4：国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準
- 説明資料：再犯の防止等の推進に関する法律【秘書課】

6. 議事

○田中座長 皆様、おはようございます。まだ定刻前ですが、皆さんお揃いですので、これより第48回法務省政策評価懇談会を開催いたします。なお、委員は総勢7名おりますが、本日、野澤委員は御都合により欠席されております。

初めに、黒川法務事務次官から挨拶がございます。

○黒川法務事務次官 おはようございます。事務次官の黒川でございます。

委員の皆様方におかれましては御多忙のところ、第48回法務省政策評価懇談会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、本年度1年間にわたり法務省の政策評価について御指導いただき、深く感謝申し上げます。

当省におきましては、これまで委員の皆様から賜った貴重な御意見を真摯に受け止め、政策評価をより実効性のあるものとするよう努めてまいりましたが、今後も行政事業レビ

ューなど他の評価制度との連携を図るとともに、政策評価をこれまで以上に活用し、効率的で質の高い行政を実現していくことが大切であると感じております。

本日は、委員の皆様方から御専門の分野における知見や幅広い経験などに基づいたお知恵を拝借したいと考えておりますので、ぜひとも忌憚のない御意見を賜りたいと存じます。そして、今後とも法務行政につきまして、一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

○田中座長 ありがとうございます。

ここで法務事務次官は公務により退席いたします。

(黒川法務事務次官 退室)

○田中座長 それでは、本日の審議事項について事務局から御説明をお願いいたします。

○中島専門官 秘書課政策評価係の中島でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま座長から御指示がございましたので、事務局から御説明いたします。

本日御審議いただく事項は二つございます。一つ目は、議事1の「平成29年度法務省事後評価の実施に関する計画(案)」です。もう一つは、議事2の「国の指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する評価実施結果報告書(案)」でございます。

議事1に関する資料といたしまして、お手元に資料1「平成29年度法務省事後評価の実施に関する計画(案)」と資料2「法務省政策評価に関する基本計画」を、議事2に関する資料といたしまして、資料3「国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する評価実施計画報告書(案)」及び資料4「国からの指定に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化、合理化のための基準」を配布いたしました。

さらに、委員の皆様には参考資料としまして、政策評価に関する法令、閣議決定等を準備いたしましたので、適宜御参照していただきたいと存じます。

それでは、議事1の平成29年度法務省事後評価の実施に関する計画(案)につきまして、概要を御説明いたします。

資料1の7ページの目次を御覧ください。

今回の審議の対象となる施策は全部で22施策です。評価方法ごとに申し上げますと、総合評価方式により評価を行うものは(1)の「社会経済情勢に対応した基本法制の整備」の1施策、事業評価方式により評価を行うものは(5)及び(6)の「社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言」と(21)及び(22)の「施設の整備」の計4施策で、その他の17施策は全て目標管理型の政策評価を行う施策です。

なお、目標管理型の政策評価を行う施策の中には、一定の期間経過後に評価を実施することとしているものがございますが、これらの施策につきましては、評価を行わない年度は、あらかじめ設定した目標の達成度について実績の測定結果のみを報告することとしております。目次の番号の頭に※印を付したものが、実績の測定結果の報告のみを行っているいわゆるモニタリング中の施策でございます。全部で4施策ございます。

本日は、これら22施策の実実施計画(案)のうち※印を付したモニタリング中の施策を除いた18施策を中心に、委員の皆様から御意見・御質問を頂戴したいと存じます。

続きまして、議事2の「国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する評

価実施結果報告書（案）」につきまして、概要を御説明いたします。

法令等に基づいて国の指定、認定、登録等を受け、法令等で定められた特定の事務・事業を実施する法人に対する国の関与について、行政の透明性、効率性、厳格性を確保する観点から、平成18年8月15日に、資料4の「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」が閣議決定されました。その中で、指定法人等が行う事務・事業のうち、地方公共団体の事務を除いたものについては、少なくとも3から5年ごとに政策評価を行い、当該事務・事業の必要性について定期的に検証して、その結果をインターネットで公開するとされております。

当省においては、民事局が所管している登記業務のうち登記情報提供業務がこの評価を行うべき事務・事業に該当するため、平成23年度に1回目の評価を行ったところですが、その後、5年が経過することから、今回、2回目の評価を行うものです。本日は、評価結果を取りまとめた資料3の評価実施結果報告書（案）につきまして、委員の皆様から御意見、御質問を頂戴したいと存じます。

審議事項につきましては、以上でございます。

そのほか、お手元に「再犯の防止等の推進に関する法律」の概要と条文の資料を配布させていただいております。こちらにつきましては、審議事項について御審議いただいた後で、お時間がございましたら、法務省の最近の取組として御紹介させていただく予定でございます。

事務局からは以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、初めに、平成29年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）のうち、基本政策Iの基本法制の維持及び整備に関する政策について、事務局から計画の概要を説明願います。

○中島専門官 基本政策Iについて、御説明いたします。

資料1の8ページを御覧ください。

まず、「社会経済情勢に対応した基本法制の整備」についてでございます。

この施策は、社会経済情勢等の変化に応じた民事・刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上を図るとともに、事後チェック・救済型社会の基盤を形成し、社会の安定を図ることを内容とするものです。平成27年度から平成31年度までの期間における施策の実施状況を、平成32年8月に総合評価方式により評価することとしておりますが、最終評価までの間は、毎年8月に中間報告を行っていくこととなります。

具体的な法整備や立法作業の状況につきましては、10ページから11ページの一覧表のとおりですが、平成28年度法務省事後評価の実施に関する計画から変更している項目がございますので、この点について御説明させていただきます。

一つ目は、11ページの上から二つ目の枠内に記載しております「民法第733条第1項等の見直し」についてでございます。こちらは、平成27年12月16日に最高裁大法廷において、女性にのみ6か月の再婚禁止期間を定めていた民法第733条第1項の規定について、再婚禁止期間のうち100日を超える部分が憲法に違反するとの判断が示されたことから、平成

28年度法務省事後評価の実施に関する計画を御審議いただいた際に追加したものです。

この点につきましては、平成28年6月1日に、民法の一部を改正する法律が成立しまして、女性の再婚禁止期間が前婚の解消又は取消しの日から起算して100日に短縮されましたので、法整備の具体的内容欄に法律の成立年月日を追記いたしました。

二つ目は、11ページの上からの三つ目の枠内に記載しております「民法第4条等の見直し」でございます。こちらは、憲法改正国民投票の投票権年齢及び公職選挙法の選挙権年齢が18歳と定められたことなどを踏まえ、民法が定める成年年齢を20歳から18歳に引き下げるというもので、今回新たに盛り込んだものです。

社会経済情勢に対応した基本法制の整備については以上です。

続きまして、15ページを御覧ください。

「法曹養成制度の充実」について御説明いたします。

この施策は、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹を養成し確保することなど、司法制度を支える体制を充実強化することを内容とするもので、法曹養成制度関係閣僚会議、法曹養成制度改革推進会議において法務省が担当することとされた事項を検討し、施策を実施することを目標としています。

本施策の評価は、「1 法曹有資格者の活動領域の在り方に関する検討及び必要な取組の実施」、「2 法曹養成制度改革を推進するための取組の実施」という二つの定性的指標により、平成30年8月に実施いたします。

次に、54ページを御覧ください。

「裁判外紛争解決手続の拡充・活性化」について御説明いたします。

この施策は、国民の権利の適切な実現に資するため、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続の拡充及び活性化を図ることを目的としているものであり、認証申請を検討している者からの相談に適切に応じることにより、多様な事業者からの認証申請を促すとともに、適切な審査を行い、民間紛争解決手続の業務を行う事業者数の増加を図ることを目標としています。

この施策の計画期間は、平成29年度から平成31年度までとなっております。この期間中の取組を平成32年8月に「活動中の認証紛争解決事業者の総数」という定量的な指標により評価いたします。

次に、57ページを御覧ください。

法教育の推進について御説明いたします。

この施策は、国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進するというものであり、法曹関係者、教育関係者、有識者等で構成される法教育推進協議会等を開催し、その協議の状況を広く情報提供すること、法教育に関する広報活動や法教育活動に対する協力・支援等を行うことを目標としています。

この施策の平成29年度の実施状況は、「1 法教育推進協議会等の活動状況」、「2 法教育活動への協力・支援及び法教育に関する広報活動等の実施状況」という二つの定性的指標により、平成30年8月に評価いたします。

続きまして、「社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言」について御説明いたします。今回の審議対象となりますのは、60ページ以降に記載されてお

ります「高齢・障害犯罪者に関する総合的研究」と、70ページ以降に記載されております「窃盗事犯者に関する研究」です。

まず、「高齢・障害犯罪者に関する総合的研究」について御説明いたします。

この研究は、高齢又は障害を有する犯罪者の実態並びにこれらの者に対する社会復帰支援対策の現状及び課題を明らかにし、これらの者に対する再犯防止及び社会復帰支援の在り方を検討するための基礎資料を提供することを目的として、平成26年度から平成27年度までの2か年で行われたものです。

この研究につきましては、平成25年度に実施した事前評価において、大いに効果があることが見込まれるとの結果であったことから実施されたものですが、平成30年度に外部有識者等で構成される研究評価検討委員会において64ページから69ページに記載しております評価基準により、研究実施後の効果を判定した上で、評価を実施いたします。

続きまして、70ページ以降に記載されております「窃盗事犯者に関する研究」について御説明いたします。

この研究は、窃盗事犯の重要類型について、初犯者を中心に、その実態を明らかにし、犯罪防止策及び処遇の在り方を検討するために有益な基礎資料を提供することを目的として、平成26年度から平成27年度までの2か年で行われたものです。

この研究につきましては、平成25年度に実施した事前評価において、大いに効果があることが見込まれるとの結果であったことから実施されたものですが、平成30年度に外部有識者等で構成される研究評価検討委員会において、研究実施後の効果を判定した上で、評価を実施いたします。

基本政策Ⅰに関する説明は、以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

○大沼委員 11ページの今後の基本法制の整備ですけれども、憲法改正国民投票等で18歳と定められたことに基づいて民法を見直すということですが、少年法の適用年齢についても同様の議論があり得るかと思いますが、それについての御予定はどのようになっているのでしょうか。

○田中座長 事務局、お願いします。

○中島専門官 刑事局、いかがでしょうか。

○上原官房参事官 刑事局の上原でございます。少年法の関係でございますけれども、少年法における少年の上限年齢及び犯罪者処遇を一層充実させるための刑事法の整備の在り方につきましては、今月9日に法制審議会の諮問が行われたところでございまして、今後、法制審議会の部会において審議がなされる予定となっております。

○田中座長 ありがとうございます。

大沼委員、よろしいでしょうか。

○大沼委員 分かりました。

○田中座長 ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。

○大沼委員 55ページの裁判外紛争解決手続の拡充・活性化でございますけれども、基本的には認証制度を実施しているということが主な中身かと思っております。その反面、裁判外紛争

解決制度がどのような問題点をはらみ得るのかということについても調査される予定はありでしょうか。

例えば、これは事業者に対する審査事務が主だと思いますけれども、利用者の声などをアンケートで調査して、どういった問題点が実際にあるのか。また、解決策としてはどのようなものが考えられるのかということについても検討される予定があるかどうかについて教えていただければと思います。

○田中座長 事務局いかがでしょうか。

○中島専門官 司法法制部からお願いします。

○藤田参事官 司法法制部の藤田でございます。

ただいまの御質問の関係は、ADR法を所管する司法法制部としても、事業者、利用者双方の観点から検討すべき事項と考えております。

御指摘との関係では、ADR法に基づく施行状況の検討を平成26年に行っておりまして、平成26年の取りまとめの中で、ADRの利用の拡充、活性化、とりわけ認証ADRの拡充、活性化という観点から、有識者等から御提言をいただいているところでございます。ただいま御指摘のございました利用者の声の反映については、ADR事業者の集まりであるADR協会との意見交換も含め、その在り方について、法律を所管する立場から引き続き検討していきたい、重要な課題であると思っております。

○田中座長 ありがとうございます。

大沼委員、よろしいでしょうか。

○大沼委員 結構です。

○田中座長 井上委員、よろしくお願いします。

○井上委員 11ページの成年年齢を20歳から18歳に引き下げるという施策を推進するに当たっては、やはり教育面がすごく重要だろうと考えています。そこで質問ですが、57ページに正にこの法教育の推進という政策、これはずっと継続しておやりになられている政策だと理解していますが、新しい民法第4条の見直しに当たって、この法教育の何らかの見直しをされたのかどうか。ここの関係を教えていただければありがたいと思っております。

○田中座長 それでは、事務局、お願いします。

○中島専門官 司法法制部からお願いいたします。

○松本官房付 司法法制部でございます。井上委員には従前から法教育に御関心を高く持っていただきまして、ありがとうございます。

成年年齢に係る民法の改正についての御指摘でございますが、今の段階では、そういった民法との関連での見直しについて具体的なところまでは行っておりません。

他方で、主権者教育との関係では前回も御指摘をいただいておりますが、例えば高校を出たら18歳で投票権を持つようになるということとの兼ね合いで、もっと若い段階からきちんと多角的なものを見方ができるようにする力、自分の考えをきちんと形成して、それをみんなに主張するような力、また、ほかの方々がいろいろ言うことについてきちんと聞いた上で、鵜呑みにするのではなくて自分で考えて判断していく力、そういった力がより若い段階から求められるという点で、まさにそういった力を育む法教育を、より深く効率的に力強くやっつけていかなければいけないと感じているところでございます。

委員の御指摘を踏まえまして、さらに法教育推進協議会等、いろいろな場で反映させて

いただきたいと思います。ありがとうございました。

○田中座長 井上委員。

○井上委員 御回答、ありがとうございました。

これは、私の感想ですけれども、川越少年刑務所に視察に行かせていただいたのですが、大分私のイメージと異なっていました。もっとすごい凶悪で狂暴な性格の少年がたくさんいるような想定だったのですけれども、実際にどういうタイプの子どもがそういうところに行っているのかを見極めようと、全員ではないですけれども、働いている子の顔を見て、大分印象が変わりました。どちらかという、これは私の感想ですけれども、いじめるタイプよりいじめられるタイプのような顔つきをしている少年が結構見受けられました。私はそこから自分のギャップを分析していく中で、もちろんいじめる側で犯罪を犯す少年もいると思いますが、いじめられる側で最後の最後、土壇場で、窮鼠猫を噛む的な犯罪に至るようなケースもあるのではないかと、そういった顔つきをしている感じだったので、法教育というのは、犯罪を犯す少年の考え方を考えるという考え方よりも、案外学校教育の中で優等生というか、そういう子どもたちが弱者を守る的な教育、周りにいる真面目な、だけれども余り関わりたくない、そういういじめとかに関わりたくない子供たち、そのあたりをターゲットにした教育というのがどの程度なされているのだろうかという感想を持ちました。もしかすると質問になりつつあるかもしれませんが、そういう感想を持ちました。

そのあたりのターゲット、教育をするターゲットというのはこれちょっと私は不案内ですけれども、優等生向けの子どもにも推進されている、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○中島専門官 司法法制部からお願いいたします。

○松本官房付 基本的には学校現場で、学習指導要領にも法教育に関する記述が盛り込まれている中で取り組んでいただいておりますので、例えばレベルの高い生徒、低い生徒をフォーカスしてやるということではお願いしておりません。等しくみんながターゲットです。やはり多様性といいたいでしょうか、いろいろな人がいて、いろいろな考え方があって、自分と異なる考え方に対する人への寛容も持たなければいけない。そういったことをちゃんと身につけるために法教育をやってくださいということで、教育現場の先生方をお願いしております。

そのいろいろな考え方、自分と違う考え方を尊重する寛容な気持ちを持つということが、ひいてはいじめの防止にもつながると考えているところです。いろいろな考え方があっていい、あいつは俺と違うことを言っているけれどそれもいいではないかと。自分もそれを聞いてまた考えを変えたり、お互いに許し合う、尊重し合う、そういった社会になれば、必然的にいじめも減ってくるのではないかとこの思いで法教育を推進しているところでございます。

○田中座長 どうぞ。

○伊藤委員 社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究というところでお尋ねしたいことがあります。61ページです。高齢・障害犯罪者に関する総合的研究ということで、とても意義のある社会情勢を踏まえた調査になっていると思います。

ちょっとお尋ねしたい点は、具体的内容の中で、61ページのエのところを書いてありま

すが、検察庁において障害等で医療・福祉的支援を必要とする者に対する支援を含む取組についての実地調査ということで、どのような実地調査をされたのかということ。

それから、イタリアの状況を実地調査するということになっていますが、どのような経緯でイタリアを選ばれて、どんな調査をされたのか教えていただければと思います。

○田中座長 よろしくをお願いします。

○中島専門官 法総研、お願いします。

○田中研究官 法務総合研究所の田中でございます。

まず、検察庁における実地調査の関係でございます。こちらにつきましては、実際の支援の実例とかそういうところを中心に調査をしてみました。

あとイタリアの関係でございます。こちらにつきましては、高齢犯罪者及び障害を有する犯罪者等の支援を必要とする受刑者に対して、「拘禁に代わる措置」という制度を活用して積極的に処遇を実施するという取組を行ってきたという経緯がございます。ですので、ちょっとこういうところを中心に今回の調査をさせていただいたこととなります。

もう一つ、イタリアの関係では、司法、福祉の関係機関が良好なネットワークを築いておりまして、情報共有に努めて再犯者の処遇に努めているというところがありまして、今回イタリアを選んだということでございます。

○田中座長 伊藤委員、よろしいでしょうか。

○伊藤委員 もう1点よろしいでしょうか。

引き続いての調査で71ページになりますが、窃盗事犯者に関する研究ということで、これも興味深い研究だと思います。具体的な研究の中で、再犯リスクの分析を行うということで、ちょっと報告書を見れば分かるのかもしれないですけれども、再犯リスクということに焦点を絞られて分析をされたようですので、どのような知見が得られたのか教えていただけますでしょうか。

○中島専門官 法総研、お願いします。

○富田研究官 法務総合研究所でございます。

窃盗事犯者に関する研究につきまして、26年版犯罪白書において、研究成果の一部を公表させていただいているところでございます。例えば、窃盗といたしましても、いろいろな手口がある中で、例えば一例として万引きを例としますと、やはり女性と男性では再犯に結び付く要因に多少違いがございます。

女性の場合ですと、家族との関係、経済的な事情よりも家族との関係で不安要素を抱えている方々について再犯率が高く出るような傾向が認められました。他方、男性におきましては、経済面、生活困窮、例えばアルコール依存とか、そういった問題を抱えている者について再犯率が高くなるというような調査結果が出ております。

詳細な調査報告については、今年度中に発刊する予定でございます。

○伊藤委員 そういう結果はどのように実際の再犯防止に結び付けることが可能なのでしょうか。

○富田研究官 御案内のとおり、窃盗につきましては、古くて昔からある犯罪である一方で、処遇対象者も多い中で、それに特化した処遇プログラム等々がないような現状でございます。今回の研究の成果として、高齢の女性、男性でも若年の男性、それぞれ窃盗一つをとっても、また手口をとっても、いろいろな特徴があるということで、そういった特徴に応

じた指導、支援が必要ではないかということで提言をさせていただいている次第でございます。

そういった調査結果を踏まえて、所管の担当部局において、またいろいろ今後参考にしていただければというふうに考えている次第でございます。

○田中座長 よろしいでしょうか。

大沼委員、お願いします。

○大沼委員 今の点と関連させて、71ページの同じ部分についてお尋ねします。窃盗事犯者に対する研究ということで、極めて包括的な研究だと思います。ただ、罰金なども含めていろいろ調べることになると、どうしても研究対象が広く薄くということになりはしないかという懸念もございます。

特に、判決前科調査、刑事確定記録調査ということになりますと、罰金事犯の人については他の窃盗常習者と比べて、克明な調書が必ずしもとられていないということが懸念されますので、そういったアプローチだけで、原因とか対策について十分調査することができるのかどうか。

やはり万引きはただ単にお金に困ってというだけではなくて、要職についているような驚くべき人がうつ状態と絡んで行ってしまうということもあり得ると考えられますので、その背景にある心理的、精神的な要因なども含めて別の切り口を入れる必要があるのではないかという点が一つです。

もう一つは、外国の研究成果とのリンクということもあるかと思しますので、外国の研究成果についても調査して、これに盛り込まれる予定があるのかどうか、それにつきましてお聞きしたいと思います。

○田中座長 お願いします。

○富田研究官 御指摘のとおりでございます。今回の窃盗事犯者の研究については、特に手口等に限定することなく、広く窃盗事犯者ということで調査対象にしております。その一方におきまして、今回事前評価のときにも書かせていただいておりますが、どちらかというと初犯者に対する再犯防止がまずは重要ということで、罰金を含めた刑事処分を受けた者を対象としている関係上、罰金処分者も一定数いる状況でございます。

御案内のとおり、罰金処分といいますと、例えば略式命令が主で、侵入、空き巣等に比べると、確定記録でも拾える要素が少ないところもありますが、そういったところも踏まえつつ、可能な限り広く調査をしたところでございます。

例えば、先生御指摘のとおり、心理面、精神面等につきましても今回の調査で、例えば女性であれば、3、40代に摂食障害の者が多く、その者について再犯要因が比較的有意に高いというような調査結果も出ております。

もちろん、これらの調査だけで全てが語れるものではないのですが、今回、罰金処分者に対する調査というのは、これまでやったことがないということで、そういったことも基礎資料になるのではないかと考えてございます。もちろん今回の調査結果を踏まえて、さらに絞り込むべき対象等を今後の研究でまた深化することができればと考えております。

それから、もう1点御指摘のところですが、外国の調査研究につきましては、今回の研究計画の中では入っておりませんでしたので、今後また同種の研究をするときにまた検討させていただければというふうに考えております。

○田中座長 宮園委員，どうぞ。

○宮園委員 今のことに关してですけれども，数点御質問させていただきます。

窃盗事犯の調査において，今，特に女性の窃盗事犯の再犯に关して，裁判の現場では弁護士の先生たちがいわゆるクレプトマニアを理由に，責任能力を争うということが散見されますが，そうしたことについての研究が行われているのかということと，あと前回たしかデシスタンス，いわゆる再犯の場合の，なぜ再犯をするかという原因ではなくて，なぜ犯罪をしなくなったかということの研究を法務総合研究所のほうで着手しているというお話が出ておりました。特に，窃盗犯の場合，この点非常に重要であると思います。クレプトマニア系の者がどのぐらいの割合いるのかということも再犯防止を考える上で重要だと思いましたので，併せてお聞きしたいと思います。

あともう1点，平成18年でしたか，ちょっと記憶が曖昧ですけれども，いわゆる窃盗罪に关しての罰金刑の導入が行われました。今回，罰金刑についての調査研究が行われているのであるとするならば，窃盗罪に対しての罰金刑の導入の有用性，効果，そういうことの調査は行われないのかをお尋ねしたいと思いますので，よろしく願いいたします。

○田中座長 回答をお願いします。

○富田研究官 まず，クレプトマニアの問題でございますが，クレプトマニアにつきましては，我々は専門外でございますけれども，私が勉強させていただいているところでは，精神医学の世界の中でもいろいろ議論が，定義も含めて御議論があるというところで，当然刑事確定記録の中で出てきたり，出てこなかったりということで，ほとんど出てこなかったのですけれども，少なくともそれをもってクレプトマニアが多いとか少ないかは言えないはずで，そもそも御議論があるところがございますので，そこはなかなか出なかったところがございます。

ただ，摂食障害の件につきましては，先ほど申し上げましたとおり，ある程度の数字，多くはありませんが，統計分析に耐える数字を拾っておりますので，また御参考にしていただければと思います。

それから，一つ飛ばしまして，罰金についての御指摘でございますが，これは25年の事前評価の段階でもいわゆる罰金の効果検証といいますか，そういったことをされないのかという御指摘もございました。結論から申し上げますと，今回の研究ではそれは対象にしておりません。

究極的に言いますと，罰金の効果検証をしようとする場合に，同じ条件で罰金を受けた者と受けなかった者というのをいろいろ想定しなければいけないのですが，そういった括りが調査設計上難しかったということ。それからまた，そもそもどういった人が罰金刑を受けているのかという仮説はありましたけれども，そもそもその実態面すら明らかになっていなかったということで，御指摘のとおり18年に罰金刑導入後，実際にどういう人が罰金刑を受けているのか，例えば，微罪処分歴も含めて，罰金刑を受けた人の中で，どういった人が例えば再犯をしているのかということまで明らかにさせていただいた次第でございます。そういった意味では御指摘のような効果検証まではできていないのが現状でございます。

それから，もう一つ，デシスタンス研究の御指摘をいただきました。どういう人が再犯をするのかということのも大事ですが，これまではそういった研究が多かったのですが，その

一方で、当部におきましては、どういった人が立ち直れるのかという研究も実施させていただいているところでございます。こちらの研究は、正に立ち直った人を追いかけていかなければいけないという非常に調査研究手法上で難しい問題を抱えておりまして、これ自体初めての研究を実施しているところでございます。

もちろん、窃盗とか万引きにつきましても、本来であればどういった人が万引きをしなくなるのかという研究ができればよいと個人的にも思っていますが、まずは今回、初めてやっているデシスタンス研究を進めながら、今後どういったところでほかの研究でもこれを実施できるのかというのは、また先生方とも御相談しながら検討させていただきたいと考えている次第でございます。

○田中座長 ほかにございますでしょうか。

大沼委員、どうぞ。

○大沼委員 59ページのところですが、法教育の推進というところでは、大学にいる関係で、オープンキャンパスで個別相談に来る高校生やあるいは出前授業で高校に行っても簡単な法律の授業を教えるという機会がありますが、そこでの生徒たちの声を聞いてみると、どうも法学に対する人気は低下しているということを実感として感じます。

法学というのは、条文を丸暗記する学部だというふうには本気で思っている生徒たちが相当数います。しかも、法律は自分たちとは無関係だと、知っていても役に立たないということも平然と言う高校生が結構おります。結局、法は社会の基本的なルールになっていて、毎日自分たちが民法の売買契約の適用を受けているということについての自覚が全くない生徒が非常に多いという状況をつぶさに見るわけです。

この法教育につきましても、効果を測る意味で、大人目線の指標だけではなくて、子ども目線に立った指標を入れて、例えば生徒たちにアンケートをして、どういった成果が実際に生徒まで届いているのか。そういったことまで推し量るようなシステムになれば、さらに良くなるのではないかと思います。その点につきまして、御見解をいただければと思います。

○田中座長 回答をお願いします。

○中島専門官 司法法制部、お願いします。

○松本官房付 司法法制部でございます。大沼委員におかれましても法教育に高い関心を寄せていただきまして本当にありがとうございます。感謝しております。

御発言の趣旨としては、生徒、法教育を受ける側のニーズや関心などについて調査する何らかの手立てがあるのか、ないのであれば講じるべきではないかという御指摘かと思えます。

そういった点では、確かに今までは十分にはやってきていないところがございます。我々としては、まず教える側、法教育の担い手側の先生方を対象に、法教育の実践状況についてアンケートをさせていただきまして、法教育をやる側においてこういった難しさがあるとか、又は生徒の反応などについて調査してきました。そういった調査の中で間接的に生徒側の意識を知ることはでき、生徒の方でも法教育について、法律を覚えるとか、六法全書を詰め込むという誤解がやはりありまして、そういった誤解をまず解いていく必要があると思います。やはりそういう誤ったイメージがあるので法教育がなかなか浸透していかないというところがございます。

今後法教育をさらに進めていこうという中で、現在、高校生向けの法教育教材を作るべく、教材作成部会を立ち上げて、現場の先生方からもお話を伺ってやっているところがございます。

生徒側の意識、関心といったものを汲み上げていく工夫を、文部科学省とも組んで、法教育推進協議会の中で検討していきたいと思っております。

○田中座長 出雲委員、何かございますか。

○出雲委員 15ページ以降の施策2の法曹養成制度の充実ですけれども、平成30年までに評価することに向けて、これまで平成25年から27年に向けて、方向性の検討は終わっているといえますか、ある程度明らかになってきているようです。残りの2年から3年で、それを具体化していくというプロセスの中で、今も連携の話が出ていましたが、他の連携が重要になってくる中で、評価できる形を示せるかどうか難しいのではないかと感じました。

方向性を示した点については評価ができるのですけれども、それをどう具体化するかという意味での成果をどのように示して、特に連携、ネットワークの部分をどう評価できる形で示していくのが課題なのではないかと感じました。その点について、どのように評価に耐え得る形で成果を出そうとされているのかをお聞きしたいと思います。

○田中座長 回答をお願いできますか。

○中島専門官 ありがとうございます。そうしましたら、司法法制部、お願いします。

○藤田参事官 司法法制部の藤田でございます。

御指摘いただきましたとおり法曹養成関係につきましては、平成25年、平成27年とそれぞれの段階で、政府の検討枠組みでの課題の整理なり方向性が示されているところですが、資料にもございますとおり、直近の平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定におきまして、なお引き続き検討すべき課題、残された課題について具体的な形で政府としての認識と方向性が示されているところがございます。

そういう意味では、御指摘がございました方向性が示された中で、どのように具体化していくかというプロセスは、まだ検討中のところもございますけれども、具体的な営みとして、政府の中で特に関係する法務省と文部科学省で連携チームを組みまして、関係するその他の機関等にも参加していただいた上で、法曹養成制度改革連絡協議会を開催しております。その中で、各取組状況について確認するとともに、御指摘がございました、どのような形で具体化していくのかということについても、順次検討しているところございまして、先ほどのネットワーク又は連携という点では、そのような形で関係機関等との認識の共有化と取組を図っているところがございます。

さらに、この枠組みで施策にどのように取り組み、それをどのように評価していただくかということにつきましては、先ほど申し上げた連絡協議会の状況等も御説明しつつ、この政策評価懇談会で御議論していただければと考えているところがございます。

○田中座長 それでは、次の問題に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

次に基本政策Ⅱ「法秩序の確立による安心・安全な社会の維持」及び基本政策Ⅲ「国民の権利擁護」に関する政策について、事務局から計画の概要を説明願います。

○中島専門官 事務局でございます。

まずは、基本政策Ⅱについて御説明いたします。

資料1の80ページを御覧ください。「検察権行使を支える事務の適正な運営」について

御説明いたします。

この施策は、検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図るというものであり、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査・公判能力の向上を図ることなどを目標としています。

この施策の平成29年度の実施状況につきましては、「1 サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化」、「2 被害者支援担当者の育成」、「3 検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況」という三つの定性的指標により、平成30年8月に評価いたします。

86ページの矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備、90ページの矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施につきましては、モニタリング中の施策ですので、説明は省略させていただきます。

続きまして、96ページの「矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施」について御説明いたします。

この施策は、矯正施設職員の業務負担の軽減を図るとともに矯正処遇の充実を図るために民間委託等を実施するというものであり、被収容者の特性等に留意しつつ、民間のノウハウやアイデアを活用した職業訓練、就労支援対策等の充実・強化を図ることを目標としています。

この施策の評価につきましては、平成29年度から平成31年度の実施状況を「PFI刑務所における職業訓練の充実」という定性的な指標を用いて、平成32年8月に実施いたします。

次に、100ページを御覧ください。

「保護観察対象者等の改善更生等」について御説明いたします。

この施策は、保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進するというものであり、性犯罪、薬物犯罪など特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラムを効果的に実施し保護観察対象者の犯罪的傾向の除去・緩和を図ることによって、保護観察対象者の再犯防止及び改善更生を図ることなどを目標としています。

この施策の評価につきましては、「1 専門的処遇プログラム終了者に占める仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者の割合」、「2 保護観察終了者に占める無職者の割合」という二つの定量的指標、「3 行き場のない保護観察対象者等の受入状況」、「4 犯罪予防活動の推進状況」という二つの定性的指標を設定し評価いたします。評価の対象期間は平成29年度から平成31年度で、政策評価実施予定時期は平成32年8月となります。

110ページの「医療観察対象者の社会復帰」につきましては、モニタリング中の施策ですので、説明は省略させていただきます。

次に、113ページを御覧ください。「破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等」について御説明いたします。

この施策は、公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求、そして無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制

措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供するというものであり、オウム真理教の活動状況を明らかにし教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施すること、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を必要に応じて関係機関や国民に適時適切に提供することを目標としています。

この施策の平成29年度の実施状況につきましては、「1 教団の活動状況及び危険性の解明という定性的指標」、「2 地域住民との意見交換会の実施回数」という定量的指標、「3 破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施」という定性的指標の三つの指標を用いて、平成30年8月に評価いたします。

続きまして、基本政策Ⅲについて御説明いたします。

122ページの「登記事務の適正円滑な処理」を御覧ください。

この施策は、不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるため、登記事務を適正・円滑に処理するというものであり、登記所備付地図の整備を地図混乱地域を対象として重点的かつ緊急的に推進すること、登記事項証明書等発行請求機の利用を促進することを目標としています。

この施策の評価につきましては、平成29年度から平成32年度の実施状況について、「1 登記所備付地図作成作業における作業実施面積」、「2 証明書発行請求機が設置されている登記所における証明書の発行件数のうち、証明書発行請求機により請求された件数の割合」という二つの定量的指標を用いて、平成33年8月に実施いたします。

次に、129ページを御覧ください。「国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理」について御説明いたします。

この施策は、我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し適正・円滑に運営するというものです。達成すべき目標といたしましては、国籍事務を適正かつ厳格に処理すること、法定受託事務である戸籍事務について市区町村長に対して適切な指導・助言を行うこと、オンラインによる供託手続を推進することを設定しております。

この施策の評価につきましては、平成29年度の実施状況について、「1 帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理」、「2 市区町村からの受理又は不受理の照会等への適正な対応」という二つの定性的指標、「3 供託手続のオンライン利用率の向上」という定量的指標を用いて、平成30年8月に実施いたします。

次に、134ページを御覧ください。債権管理回収業の審査監督について御説明いたします。

この施策は、債権管理回収業務を適正に実施させるために債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するために、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行うことを内容とするものであり、債権回収会社に対して適時適切な監督を行い、法令遵守体制等に不備が認められる場合はその是正を図ることを目標としています。

この施策につきましては、平成29年度から平成31年度の実施状況について、「1 債権回収会社に対する立入検査事業所数」、「2 債権回収会社に対する対象指摘事項の改善率（自主的改善率）」という二つの定量的指標を用いて、平成32年8月に評価を行います。

次に、137ページを御覧ください。

人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防について御説明いたします。

この施策は、人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚や人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行うというものであり、人権啓発活動により人権尊重思想の普及高揚を図ること、人権相談体制、調査救済体制の整備を通じて、人権侵害事案の被害の救済及び予防を図ることを目的としています。

この施策につきましては、平成29年度から平成32年度の実施状況について、「1 国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動の実施状況」、「2 人権相談・調査救済体制の整備」という二つの定性的指標を用いて、平成33年8月に評価を実施いたします。

基本政策Ⅱ、Ⅲに関する説明は、以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問があればお願いします。

大沼委員、お願いします。

○大沼委員 96ページのP F I 刑務所における職業訓練の充実についてと、それから102ページの協力雇用主数についての質問です。

まず、P F I 刑務所における職業訓練の充実ということで、資格や免許を取得させるための職業訓練を幅広く実施する。これは非常に優れた中身だと思います。実際にどのような資格、免許を取得させるための訓練を行っていて、その実績はどのようになっているのかというのが1点目です。

それから、102ページに関しましては、協力雇用者の数が年々増えている。これは非常に好ましい傾向だと思うのですが、その業種はどのような業種なのか。特に、先ほどのP F I 刑務所との関連で、資格取得とか免許取得にもつながるような業態になっているのかどうか、この点につきまして教えていただければと思います。

○田中座長 回答をお願いします。

○中島専門官 P F I の関係につきましては矯正局から、協力雇用主の関係につきましては保護局からお願いします。

○柿添企画官 矯正局の柿添と申します。よろしく申し上げます。

P F I 施設における職業訓練につきましては、例えば島根あさひセンターにおきますと、種目はいろいろありますが、例えば介護福祉科とか調理科、情報処理科、理容師科とか様々このようなものがございまして、P F I の施設の職業訓練というのは、基本的に受刑者一人最低1種目以上ということでやっております、必ずしも資格、技能に結び付くものばかりではないのですけれども、今言った理容師とか調理、このあたりに関しましては、資格が取得できるような形になっております。

○勝田調整官 保護局でございます。

協力雇用主の業態、業種でございます。やはり一番多いのは建設関係となっております。この業種は資格があれば非常に有利だと思います。大体5割ぐらいが建設関係でございます。あと製造業が12パーセントぐらい、あと飲食系もちょっと数は少ないですけれども

3.2パーセントとなっております。医療、福祉系も2.4パーセントほどあります。ただ一番多いのは繰返しになりますけれども、建設系ということになっております。その他サービス関係も10パーセント程度となっております。

○大沼委員 実際にどの程度の免許や資格を取得したかということについてもそれぞれ調査されているということによろしいでしょうか。

○勝田調整官 保護観察対象者がどのくらい資格を持っているかということでしょうか。

○大沼委員 矯正から回答をお願いします。

○柿添企画官 まず、平成29年度の事後調査の実施に関する計画の1のところにあります。例えば平成27年度でいいますと、PFI刑務所における受刑者数、年度末が4,248人で、職業訓練を受講した人が9,665名ということで、受講者数は228パーセントとなっております。資格、免許等を取得した人が1,512人ということで、受けた数イコール資格というわけではありませんが、相当程度の取得者数が出ております。

○田中座長 大沼委員、よろしいでしょうか。

ほかに御質問がある委員はございますか。

宮園委員、お願いします。

○宮園委員 多分、大沼先生の御質問は、その資格が就労にどう結び付いているかという御質問ではないかなと思います。

結局、資格取得は自尊感情、やり甲斐であるとかそういう形につながっていて、現実的には就労とは余り結び付いてない、というか、出所後にその調査をすることがまず難しいということですよ。

○柿添企画官 矯正局の柿添でございます。

御指摘のとおり、釈放後に刑務所としてどのような仕事についたかということを追って調査することはなかなか難しいですけれども、また御指摘のとおり、職業訓練を受講して資格を取って、それが職業に結び付いたかと言われるとそこは決してイコールではありません。受刑期間中にそのような職業訓練を受けて、そういった目標をもって訓練を受けて、作業をするという、こういった勤労意欲の喚起と体力をつけるとか、もともと基本的に職業に必要なものを習得することは可能ではないかと思っております。

○中島専門官 ありがとうございます。

ほかに御質問はありますか。宮園委員、お願いします。

○宮園委員 101ページの専門プログラムの評価に関してですけれども、7.9パーセントという数字を効果測定の基準にしているということですが、必ずしも再犯の防止につながった要因というのは、プログラムを受けていたからだけとは言えないわけですよ。プログラムを受けていても、効果的だったけれども、別の要因で再犯に至るケースがないわけではない。その辺は分けて御検討なさっているということなのではないでしょうか。

○勝田調整官 保護局でございます。

プログラムの効果としまして御指摘のとおり取消率7.9パーセントという数字を出しておりますが、それがプログラム本体の効果によるものなのか、その他の要因によるものかを明確に分けることは難しいと思います。

プログラムの主な目的は、犯罪を反復する傾向の改善ですが、プログラムの内容に加えて受講すること自体の効果も大きいと思っております。再犯した人の再犯の原因の詳細は、

数字として把握しておりませんので、包括的な数字として7.9パーセントとさせていただいたということになります。

○宮園委員 その場合の7.9パーセントという数字は、薬物のプログラムを受けて、その薬物が理由で入ってきた人の再犯率というカウントの仕方ではないのですよね。

○勝田調整官 そのとおりです。

○宮園委員 薬物のプログラムを受けた人が窃盗で入ってきたときも再犯にカウントするのですよね。そこら辺がちょっと疑問に感じるところではあります。それとプログラムの内容、やはり性犯罪、覚醒剤というものとほかのプログラムというのは内容もやはり違うと思いますので、包括的にこういう7.9パーセントという数字をあげることにについて少々疑問に思います。

これはずっと今までもそういう形で評価を行ってきたので、違う視点というのは今後出てこないのかなということもありまして、ちょっと御質問させていただきました。

○勝田調整官 ありがとうございます。そのとおりだと思いますので、検討させていただきたいと思いますが、例えば、覚醒剤事犯者が窃盗をした場合に覚醒剤で抑制力が低下したために窃盗をしていることもあったりしますので、罪名だけでは判断できないことを踏まえたと、そのような個別の事例まで把握するのは非常に難しいということがございます。

これはプログラム終了時の取消しでございますので、プログラム中にもかかわらず再犯してしまった人たちということですので、ある意味プログラムの包括的な効果を示すとも言えますが、確かに御指摘のところがございますので、検討課題とさせていただければと思います。

○宮園委員 もう一つですが、同種の犯罪で、保護観察を受けている期間の差による再犯防止の検討というようなことはなさらないのでしょうか。現在、収容率が高くなってきているので、保護観察の期間が短くなる傾向にあります。これまでに、満期と仮釈放者の対比はなさっていますけれども、仮釈放の中の例えばこういうプログラムを受けたかどうか、保護観察の長短と再犯率の関係ということの検討はなさることはないでしょうか。

○勝田調整官 現時点ではそういう検証は考えておりませんが、おっしゃるとおり重要な変数の一つだと思っております。

○田中座長 宮園委員、よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問はございますか。

井上委員から、どうぞ。

○井上委員 80ページの検察権行使を支える事務の適正な運営の中の測定指標の「1 サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化」の中に書いてある内容の質問です。やはりサイバー犯罪というのは、極端な話をすると、この国のインフラ、ものではないインフラであるITなどの環境を破壊するという重大な事案だと思います。この事案に関しての捜査能力を高めるための内容が下の方に書いてありますが、知識と技能を習得できる研修を全国規模で実施するというレベルに止まっていることがこれでいいのかどうかというところですが、当然、サイバーは最先端の知識が必要なので、研修の講師として専門家を迎えることは当然なされていると思いますが、それ以外に職員として中でそういう専門家に入っていただく等の施策、あとはほかの機関、こういうサイバー等の研究をされている機関もありますので、そのあたりとの連携もされているのではないかと思います、ここ

に書いてないのですけれども、やられているかどうかの確認と、そのようなこともこの中に記載していただきたいという希望と二点、質問と意見でございます。

○田中座長 回答をお願いします。

○中島専門官 刑事局、お願いします。

○上原官房参事官 刑事局の上原でございます。

サイバー犯罪、あるいはIT、コンピュータ、そういった分野について検察がそういったところにちゃんと、時代の流れ、日進月歩の世界だと思いますので、そういった中にしっかりとついていくことは重要な課題であると考えております。

そういった中で、委員御指摘の点で我々としてもしっかりと問題意識を持っていかなければならないと思っておりますし、この場でも繰返し御指摘をいただいております、非常に問題意識を我々としては持っております。

この指標として、サイバー犯罪の対処というときには二つの側面がまずあるかと思えます。一つは全体の底上げという観点でございます。全体の底上げという観点でいいますと、かなり広く、例えば前回もちょっと申し上げましたが、今、こういったITの世界が進歩する中で、単に犯罪としてコンピュータ、サイバーが使われたというだけではなくて、証拠として例えばスマートフォンの中にはいろいろな証拠があるということで、そういったこと言いますと広く検察官がこういった分野について理解を深めていかなければならない、そういったことを考えております。

そういった中で、こういった一般的に行う研修ということによって、全体の底上げを図る、そういった意味において、この指標というのは全体の底上げを図る一つの指標になっているかと考えております。

また、一方で委員御指摘のさらに民間の知見ということで言いますと、恐らくですが、今言ったように一般的な証拠というレベルではなく、かなり特殊な技能が使われた犯罪であるとか、そういったものを使った中に証拠が発見できるという分野、一部の特殊な専門家が重要なのではないかということを考えております。

そういったことにつきまして、前回も大沼委員、井上委員からも御指摘をいただきましたが、民間と連携を深める、あるいはそこから知見を吸収するという視点をいただきましたが、正にそのとおりであろうかと思っております。

前回も申し上げましたが、警察の方がそういった点はやはり進んでいるところがございます、警察は特に民間に研修で出したりということで、前回の御指摘もあつていろいろ調べてみますと、民間企業に出したりということがございます。

マンパワーや捜査との関わりという観点から言いますと、検察がそのまま警察と同じでいいのかということもありますので、警察と連携しながら、あるいはやっていくことによってそれを果たしていくところもあろうかと思えます。

ただ、さらに言いますと、その中でやはり検察としても独自にそういった世界の分野の専門家を育てられることができればよいなと思っております、そういった観点から、まだちょっと具体的にお話しできる段階ではありませんが、民間との連携、そういった知見を吸収するという仕組みについて、少しずつ取組を進めておりまして、そういった観点から、特に専門家の育成、あるいは特殊な事件への対応ということの能力を高めていきたいと考えています。

ただ、指標ということでいいますと、先ほど申し上げましたように、専門家とかそういった分野につきましても、かなり特殊な分野になりますので、なかなか指標というものに馴染まないかもしれません。そういった観点で現時点では全体の底上げという観点からこういった指標を用いていきたいと考えているところでございます。

○田中座長 大沼委員，どうぞ。

○大沼委員 123ページの登記事務の適正円滑な処理ですが、平成27年から10年計画で、200平方キロメートルを対象とする整備計画があるということですがけれども、記載のあるとおり権利意識も高いということで、合意形成がなかなか困難な都市部において、本当にこの計画が達成できるのかどうかという点。また、仮に達成できたとしても、200平方キロメートルなわけですから、まだまだ整備されてない地域はたくさんあるかと思うので、いつになったらこの整備が完了する見込みなのかどうかという点です。

それと関連してなのですが、基本的に合意形成の下に、恐らくは地図整備がされていると思いますが、合意形成というのは、できる場合もあればできない場合もあるわけですね。そうしますと、せっかくの作業を無駄にしないためにも、権利についての地図整備だけではなくて、現状の占有状況についての地図も作っていくというのはいかがなものでしょうか。占有状況の地図だけでしたら別に合意がなくても作れるわけですが、現在はGPSの精度が相当程度上がっておりまして、GPSを使えば少なくとも誰がどの場所をどのように占有しているのかということについては調査可能なのではないかと思います。

これがもしできれば、いずれ10年経てば、時効によって権利関係もそれに符合してくるということが見込まれるわけですね。そういった意味では従来の地図整備と並行してできる作業ですから、占有状況についてのその地図の整備ということは検討の余地はないのかということについてお伺いしたいと思います。

○田中座長 回答をお願いします。

○中島専門官 民事局，お願いします。

○岩崎企画官 岩崎でございます。どうぞよろしくをお願いします。

今、御指摘いただきました点は非常に重要なことだと思っております。1点目の大都市型の地図作成作業が本当にできるのかという御心配ですが、都市部、人口集中地域の地図作成作業というのは、当時、平成地籍整備と言われましたけれども、その方針が出まして、それ以降、都市部において地図作成作業をやってきております。そういったノウハウがあるものですから、さらに一歩進めて大都市においてもやっていこうというものでありますので、能力的には十分できるのではないかと考えています。

ただ、御指摘にもありましたが、たとえ1センチ、2センチのずれでも、自分の認識と違っていると、納得できないという方もいらっしゃると思いますので、大都市以外であれば筆界未定率が、ほとんど1パーセント、2パーセントだったものが、大都市においては多少高くなってしまう可能性はあります。しかしながら、仮にそうであっても大都市の地図の整備、境界の確定をしていくことが必要だと思っておりますので、しっかりとやっていきたいと思っています。

2点目の地図整備は、いつになったら完了するのかという御質問につきましては、公図と現地が大きくずれている地域が約660平方キロメートルあるということが概算で出されています。それを基に計算していくと、何年後に地図の整備を終えることができるという

ことは言えるのですが、先般発生しました東日本大震災のような大きな災害が起きると地殻変動が起きて土地の位置がずれます。ということは、またそこで新たに地図混乱の状況が生まれてくるということがありますので、必ず何年後には地図作成が完了するということは申し上げられません。

もっとも、地図を整備しておくことで、地殻変動が起きても、ちょっと専門的になりますけれども、地図は土地の位置を示す公共座標値というものを有しておりますので、それを地殻変動を踏まえた補正パラメータを使って変換することによって地図の修正ができるということもありますので、そういったことも合わせて考えていくと、地図整備の意義はあるわけであり、できる限りのことをやっていきたいと考えております。

最後に、3点目の占有状況の地図を作れないかという御質問につきましては、それも一つの方法だというふうに思っております。私どもが作っている地図は、現地を復元することができる、登記所にある情報で現地の境界を復元することができるというものを目指しておりますが、占有状況でそれを押さえていくこともできると思います。

一方で、どうしても占有状況ということになりますと、やはり隣接する方々との話し合いということも出てくるわけで、それでどこまで占有界を押さえられるかということだと思います。占有の位置関係に争いがあるともう既にその段階で、所有権界の争いになってしまっていますので、そういったところに私ども入っていくことができません。本日は、一つの方法として御提案いただいたと考えておりますので、我々の中でどのようにできるかというのは検討してまいりたいと思っております。

○大沼委員 占有状況はあくまでも参考資料として残しておけば後々役に立つことがあるのではないかという、その程度で結構です。

○田中座長 よろしいでしょうか。

特になければ、次の論点に入りたいと思います。

基本政策Ⅳ「国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理」、基本政策Ⅴ「出入国の公正な管理」、基本政策Ⅵ「法務行政における国際化対応・国際協力」及び基本政策Ⅶ「法務行政全般の円滑かつ効率的な運営」に関する政策について、事務局から計画の概要の御説明をお願いいたします。

○中島専門官 それでは、基本政策のⅣからⅦについて御説明をいたします。

144ページを御覧ください。

「国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理」につきましては、モニタリング中の施策でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、149ページを御覧ください。「円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進」について御説明いたします。この施策は、我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等への対策を推進するというものであり、「1 空港での入国審査待ち時間を20分以内にする」と、「2 偽装滞在が疑われる者に対し、在留資格取消を厳格に実施することで、偽装滞在者への対策を推進すること」を目標としています。

この施策につきましては、平成29年度の実施状況について、「1 入国審査待ち時間20分以内達成率」、「2 在留資格取消件数」という二つの定量的指標を用いて、平成30年8月に評価を実施いたします。

次に、156ページを御覧ください。「法務行政における国際協力の推進」について御説明いたします。

この施策は、国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に法の支配とよい統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進するというものでございます。

この施策の平成29年度の実施状況につきましては、「1 国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況」、「2 支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況」という二つの定性的指標を用いて、平成30年8月に実施いたします。

次に、「施設の整備」に関しまして、「熊谷拘置支所整備等事業」、「郡山第2法務総合庁舎整備等事業」の二つの事業について御説明いたします。

「熊谷拘置支所整備等事業」については164ページ、「郡山第2法務総合庁舎整備等事業」については168ページになります。

「熊谷拘置支所整備等事業」につきましては平成19年度に、「郡山第2法務総合庁舎整備等事業」につきましては平成20年度に事前評価を実施しておりまして、いずれも平成24年度から供用を開始しております。施設整備事業につきましては、供用開始から5年経過後に事後評価を行うこととしており、平成30年8月に評価を行うこととなりますので、今回の計画に盛り込んでおります。

具体的な評価方法につきましては、資料1の173ページにつづられた参考資料の「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」に記載のとおりです。

基本政策ⅣからⅦに関する説明は、以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問があればお願いいたします。
井上委員。

○井上委員 149ページの円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進の1の「入国審査待ち時間20分以内達成率」のところなのです。このテーマなのか分からないですけども、我が国でも、機械を使って出入国審査手続を簡素化していると思うんですけども、そのあたりのことがここに書いてないのがよく分からなかったの、書いてない理由とその推進状況を教えていただければと思います。

○田中座長 回答をお願いいたします。

○中島専門官 それでは、入国管理局、お願いします。

○根岸企画室長 入国管理局でございます。ありがとうございます。

今、海外でいろいろ機械を使っている例があると、正にそういうものも参考にしながら、入管では御承知のとおり入国者がものすごく増えておりますので、単に入国審査官を増やして、あるいは施設を拡張してというだけでは追いつかない状況になっています。したがって、流れそのものをよくしたり、あるいは人を使わなくてもできる、機械で置き換えられる部分もありますし、部分、部分をとりますと機械のほうが得意な部分もあります。入国審査官のプロがやらなければいけない部分、そこに我々の審査官はなるべく重点化していこうという方向で進めております。

分かりづらくて恐縮ですが、その考え方が149ページの冒頭の目標設定の考え方、根拠のところの冒頭に28年3月に明日の日本を支える観光ビジョンという話が出ていまして、その注意書きを※印の3、153ページの下のほうに記載しております。

この観光ビジョンというのは、もちろん入管関係だけではないのですが、観光の今後の施策について、考え得るものを全て出そうというような発想により官邸主導でできた会議です。そこで新しい施策を取りまとめてきております。そこに若干書かれているものが抜粋されていますが、次の154ページの上ぐらいからです。一部開始したものが最初に書いてございます。バイオカードの導入により、個人識別情報の事前取得ということで、本年度特に混雑の著しかった関西空港、高松空港、那覇空港から始めております。

これは、平成19年から外国人の方々に指紋と写真の提供を義務づけておりますけれども、お客さんが増えて円滑にやらなければいけないので、やめてしまおうとやってみようと、スムーズではあるのですけれども、厳格さ、テロ対策とかそういうものがおろそかになってしまいますので、その厳格さを担保した上で、確保した上でスムーズにやろうということで、写真、指紋取得の作業を審査官のところに来る前に、お待ちいただいている列の中でやっていただくという形にしております。

そうすると、そこは審査そのものではなくて、きちんと自分で、指紋、写真を撮っていただくことの補助をする作業ですので、民間委託もできるというような形で、機械を外だしして、その補助作業を民間委託するような形で始めております。4月からはさらに対象空港を拡大する予定にしております。

その次にありますのが、プレクリアランスというもので、これはまだいつという実現の目途は今は立っておりませんが、出発時の空港に日本の入管職員を派遣して、特に出入国者の多いような国の場合、同じ空港から日本の各地の空港に飛んでいるという場合があります。そこである程度確認してしまうということをする、日本に着いたところでは本人確認程度、日本人の審査と同じぐらいの時間で済むというようなことで、関係の国、地域との関係もございますので、協議を進めているところでございます。

それから、次の信頼できる渡航者というのは、今、自動化ゲートという、指紋による自動のゲートがありますけれども、この対象が日本にいる外国人だけです。日本人の方は登録すれば使えるんですけれども、それを一定の短期滞在、商用目的で来られる新規入国の方も対象にしようということ、これも今年の秋から始めております。

正に、機械化という御指摘のところでは、次の項目ですけれども、日本人の出帰国について、なるべく自動化をしてしまいたい。日本人の方々は本当にその日本人であるということをお我々が確認しているだけでして、法令上は確認でございます。審査とか一般的には言いますが、確認をしているだけでして許可の対象ではございませんので、最も大事な外国人の入国審査の方になるべくマンパワーを注いでいきたいということで、今でも自動化ゲートということで、指紋を登録していただく仕組みがあるんですけれども、なかなか増えてはきてはいるんですが、ビジネスマンの方でいつも外国に行かれる方には評判がいいですが、たまに海外に出張に行くとか、たまに旅行に行くという方にはなかなか使っていただけません。そこで、日本人のパスポートの中に顔写真も既にICで電子的に入っていますので、それを活用いたしまして、入国審査のところ機械で自ら撮っていただいた写真とパスポートの中にある写真を照合して、合致していれば扉が開くような、そうい

う仕組みを導入しようと考えています。

これについては、来年度で開発して2018年度以降の早期の導入ということで目指しております。来年度にプロトタイプだけでも導入できればと思っていますけれども、そういうスケジュール感で、これは導入しますと、数的には日本人のほうがやはり多いですので、そこを自動化して外国人の方に力を注ぐことができればと考えております。

というようなことで、ちょっと分かりにくくて恐縮でしたけれども、なるべく機械化できるものは機械化して、今、申し上げたようなものも機械化して、何かそれで手を抜いているということではなくて、厳格性をしっかり維持した上で進めていくということでやっていきたいと考えてございます。

○田中座長 ありがとうございます。

井上委員、よろしいでしょうか。

では、大沼委員、お願いします。

○大沼委員 今のことに関連しての質問です。

149ページに、偽装滞在に対する罰則を整備するなどの出入国管理法の改正があったということですが、それに伴う実務の運用の変化、偽装滞在者の摘発、偽装結婚、偽装留学、偽装資料などに関する実務の運用がどのように変わったのか。また、それに伴ってまだ期間が浅いですが、実績が上がりつつあるのかどうかにつきまして教えていただけたらと思います。

○中島専門官 それでは、入国管理局、お願いします。

○根岸企画室長 偽装滞在者対策ですけれども、御指摘のとおり昨年の臨時国会で成立いたしました。11月に成立しました入管法の改正で、一部強化のためのツールを作っていました。1月から施行でして、ちょっと実績を御説明できるような段階ではないですけれども、どういうところが変わったか、あるいは変えたくてこういう法改正をお願いしたかということ若干御説明させていただきますと、今回の偽装対策は在留資格の取消制度の部分と罰則に関する部分の改正をしております。在留資格の取消の方は、ここで今回触れましたのは、本来許可された活動をやっていなくて、3か月いましてそこに正当な理由がない場合、理由がある場合はもちろん3か月经っても取り消しませんけれども、そういう場合に意見聴取、そういう聴聞手続を踏んだ上で在留資格を取り消すというようなことができるようになっていきます。撤回みたいなイメージです。

これまでですと、3か月经過しなければいけませんので、明らかに前のところに戻る予定がない。他の所に行ってしまうということが分かっているのですけれども、まだ3か月经っていないので、様子を見ていないと取り消せない。その間で、3か月经ったらしっかり手続に入ろうと思っていると、またいなくなってしまうというようなことがありまして、一旦許可をしたものですので、あまり軽々と取り消すことができないので、慎重に3か月という規定を置いていましたけれども、明らかに当初の活動を継続する見込みがないようなものについて3か月待つ必要はないのではないかなというように、3か月经過しなくても取消手続には入ることができる。もちろん自動的に取り消すわけではありません。そんなような仕組みを導入したものです。

したがって、ここは今までちょっと手を出せなくて困っていたようなものについて今後はしっかり手続をとるといえるようになると思っています。

それから、罰則とも関係するところですが、偽りその他不正の手段、いわば虚偽申請をしたようなものについて、今までですとそれでやったとしても、いわば虚偽があったら不許可にすればいいと、後から分かれば取消はできます。在留資格の取消はできます。しかし、それ自身が罰則にはなっていないということで、罰則の対象にもするというようなことにいたしました。あるいは、それをまた営利目的で助けたような人についてもまたそれも罰則の対象になるというようなことで、やはり一時ほどは不法滞在者という問題が比較的小さくなってきたのですけれども、一方で正規の在留資格を不正な手段で得て、むしろそういう形で入管を騙して在留しようという者のほうが問題化しておりますので、そういう者への対処というのがより実効ある形でできるようになっていくのではないかと考えております。まだ十分な御説明ができなくて恐縮です。

○田中座長 ありがとうございます。

特に御質問がないようでしたら、次の議題に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、本日二つ目の議題であります「国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する評価実施結果報告書（案）」について、御議論いただきたいと思っております。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○中島専門官 それでは、「国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する評価結果報告書（案）」について、御説明いたします。

お手元に配布いたしました資料3を御覧ください。

会議の冒頭でも御説明いたしましたが、今回御審議いただく評価結果報告書（案）につきましては、平成18年8月15日に閣議決定された「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」において、国からの指定等を受けた法人が行う事務・事業のうち、地方公共団体の事務を除いたものについては、少なくとも3年から5年ごとに政策評価を行い、当該事務・事業の必要性について定期的に検証しその結果をインターネットで公開するとされていることに基づくものです。

当省の業務のうち、民事局の登記情報提供業務が評価を行うべき事務・事業に該当するため、平成23年度に1回目の評価を行っており、その後5年が経過することから、今回、2回目の評価を行うものです。

評価の方法についてですが、政策評価の根拠法であります行政機関が行う政策の評価に関する法律の第3条において、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から評価する、とされておりますので、平成23年度に実施した評価と同様に、今回も、必要性、効率性、有効性の観点から評価を行っております。

まず、必要性の観点からの評価についてですが、評価書（案）の3ページを御覧ください。

登記情報提供サービスの利用件数は、平成23年度から平成27年度にかけて約4,500万件増加しており、平成26年度からは窓口や郵送での請求により発行した登記事項証明書等の件数を上回る状況となっております。利用件数は、インターネット環境の普及に伴って、今後も更に増加が見込まれることから、当該業務を実施する必要性は高いと評価しており

ます。

続きまして、効率性の観点からの評価についてです。指定を受けた法人は登記情報提供業務を実施するに当たり、利用者から、登記手数料とともに、登記情報提供手数料を徴収しております。登記手数料分は指定法人から国庫に納入され、登記情報提供手数料が指定法人の収入となります。登記情報提供手数料につきましては、利用件数等を考慮して実費相当額としておりますが、評価結果報告書（案）の3ページの表にもございますとおり、年々引き下げているところです。

また、登記手数料や登記情報提供手数料の徴収や債権管理、利用者からの問合せへの対応は全て指定法人が行っており、国がこれらの業務を行うために予算や人員を確保する必要がないことから、当該業務は効率的に実施されていると評価しております。

次に、有効性の観点からの評価についてです。

登記情報提供サービスは、インターネットを利用したサービスですので、利用者は、自宅や事務所に居ながらにして登記情報を確認することができます。登記所の開庁時間は午前8時30分から午後5時15分までですが、登記情報提供サービスは、登記所の閉庁時間後の午後9時まで利用することができます。さらに、平成27年4月からは、インターネット上で住宅地図を用いて住居番号から地番を検索することができる地番検索サービスを開始しております。これらのことから、利用者の利便性の向上を図る上で、有効な手段であると評価できます。

以上の必要性、効率性、有効性の観点からの評価を踏まえすと登記情報提供業務により、利用者は、登記情報をより簡易かつ迅速に利用することができるようになることから、今後も引き続き実施していくべき業務であると評価しております。

事務局からの説明は以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

今の御説明に関しまして、御意見、御質問があればお願いいたします。

特にありませんか。

それでは、本日の審議事項については以上です。

ほかに御発言がないようでしたら、少し時間に余裕がございますので、この機会に法務省が現在取り組んでいる政策について事務局から説明をお願いいたします。

○中島専門官 事務局でございます。

説明資料を御覧ください。

再犯の防止等の推進に関する法律の概要とその後には条文をつけてございます。

この法律につきましては、超党派の国会議員によりまして、いわゆる議員立法でございますけれども、昨年の第192回臨時国会におきまして、衆議院、参議院とも全会一致で成立した法律でございます。12月7日に成立いたしまして、翌週の12月14日に公布、そして即日施行されております。

概要のポンチ絵をおめぐりいただきまして、法律の各条の概要について御説明を差し上げたいと思います。

目的の第1条を御覧ください。

その第2行目からでございます。再犯の防止等が犯罪対策において重要であるということが明記されておきまして、国及び地方公共団体の責務を明らかにするということと、再

犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するということがここで書かれております。

続きまして、第3条、基本理念の部分でございます。第2行目からでございますが、犯罪をした者等が社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として講ぜられるものとするという基本理念が掲げられております。

続きまして、第2項でございます。社会に復帰した後も途切れることなく必要な指導及び支援を受けられるように、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

続きまして、第3項でございます。犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが再犯の防止等に重要であるというふうに規定されております。

第4項につきましては、実態とその施策の有効性に関する調査研究の成果を踏まえ効果的に講ぜられるものとする書かれてございます。

次に、第6条でございます。再犯防止啓発月間というものが定められました。再犯防止啓発月間は7月とするということでございまして、法務省が現在も主唱して行っております、社会を明るくする運動の強調月間が7月でございますので、これとタイアップして行うということを考えてございます。

次に、第7条でございます。再犯防止推進計画というものがございます。

第3項を御覧ください。

法務大臣は再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないということになってございます。法務大臣が中心となってこの計画の案を作って、閣議決定をするということを考えております。

次に、第6項でございます。政府は少なくとも5年ごとに再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更しなければならないということで、いわゆる5年ものの計画を作るということになってございます。

続きまして、第8条です。地方再犯防止推進計画というものがございます。都道府県及び市町村は、というところで始まりますけれども、地方再犯防止推進計画を定めるように努めなければならないとなっております。国が作る再犯防止推進計画を勘案しまして、地方でもこういう計画を作るように努めましょうということになってございます。

次、第10条でございます。年次報告というのがございます。政府は毎年国会に政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならないとなっております。

次の第2章、基本的施策とございます。第11条から第24条にこの基本的施策がそれぞれ記載されております。

第14条を御覧ください。

第14条のところに、協力雇用主という文言がございます。協力雇用主とは、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう、ということでございます。協力雇用主という文言が法律で初

めて定義されたところでございます。

最後、第24条でございます。地方公共団体の施策ということでございまして、今回は国だけではなく、地方公共団体にもしっかり施策を講じていただくということが規定されておまして、第24条では地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講じるよう努めなければならないと規定がされております。

現在、法務省では、再犯防止推進計画等検討会を法務大臣の下に作りまして、本年中の閣議決定を目指して、正に今、検討を始めているところでございます。

事務局からは以上でございます。

○田中座長 今の御説明に何か質問、御意見はございますでしょうか。

大沼委員、お願いします。

○大沼委員 基本理念の第3条第4項というのは、あまり経験したことがない条文なのですがけれども、この施策が犯罪及び非行の実態、再犯の防止に関する各般の有効性に関する調査研究の成果等を踏まえ、というふうにありますけれども、この調査研究の成果というのはどのような立法趣旨で設けられたものなののでしょうか。また、これは法務総合研究所における様々な調査の有用性、必要性に法的根拠を与えたものと理解してよいのでしょうか。それ以外の調査研究としてはどのようなものがあるのかにつきまして、お教えいただければと思います。

○田中座長 お願いいたします。

○中島専門官 事務局でございます。御質問ありがとうございます。

調査研究の推進ということにつきましては、第20条に規定されてございます。

再犯防止について効果的な処遇の在り方というものはどういうものなのか。宮園先生からも先ほど御発言がございましたけれども、プログラムを設けているからといって、そのプログラムを受けた者が再犯をしないかという、そうではなく、やはりほかの要因もあるわけでございます。どういった要因があるのか、そういったものをしっかりと調査研究をなささいということだと思います。

というのは、裏を返せば、これまでそういうものにしっかりと向き合った調査研究というのはなかったという御指摘を踏まえて、このような条文になっていると思いますので、引き続き法務総合研究所の研究とも連携しながら調査研究を深めていきたいと思っております。

以上でございます。

○大沼委員 法務総合研究所以外の調査研究というのは、具体的にあるのでしょうか。

○中島専門官 調査研究とはちょっと違うのですが、今、法務省では、検察庁、矯正局、保護局のいわゆる刑事3局が持っている情報を横断的に包括的にデータベースを構築しているということを始めしております。そういったデータベースの分析を通じて、始めのときから終わりのとき、どういうふうになって、どうやって変わって、またどこで失敗してしまうのかというのを研究していくということを今考えております。

○田中座長 大沼委員、よろしいでしょうか。

では、井上委員、どうぞ。

○井上委員 御説明ありがとうございます。

私も個人的にはまず実態を調査研究し、それをベースにして具体的な施策を講じ、それに対してのチェックを行ってP D C Aサイクルを回すのが大事だということは以前から申し上げていたところですが、この法律の組立てや構成は、一番最後のところにもありますように、5年後でもう一回検討を加えるというような、まさにP D C Aサイクルが回っている感じがする法律だと思います。

ですから、この法律の組立て自体は、一回法律を作って、それで終わりという形ではなくてやはり改善を加えていくという意味で、良い構造をしているなと思います。

申し上げたかったのは、もう議事は終わったのですけれども、前半のところの今日の施策の説明の中には、こういったP D C Aサイクルが回っているような記述がすごく少なかった感じがします。先程、法務総合研究所の研究のところでは意見は申し上げなかったのですけれども、やはり調査研究をしてそれを発表するところの記述に止まってしまっている。ただ、実際は法律はこのようにでき上がってきているので、その乖離が今御説明を受けてすごく感じているところです。法律が最終的にこういう形でできているということであれば、前段階のいろいろな施策でもP D C Aサイクルを回す発想は絶対に必要だと思います。これは総論的なところになりますけれども、そういった観点での施策の考え方も少し検討していただきたい。これは希望というか意見でございます。以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

ほかに。伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 法律の御説明、ありがとうございます。

私は、今初めて知ったので、この内容を興味深く見ていました。基本理念のところ特に4つの項があって、その三つ目、ここに被害者のことが出てくるということで、犯罪をした者等が犯罪の責任等を自覚して、被害者の心情を理解すること及び社会復帰のために努力する。概要の方は重要であるとしてありますが、法律のほうは認識の下に、何か講ぜられるものとするということ、重要である、で終わっては困るなと思ったのですけれども、法律の方はちゃんと何かしらすると書いてあるので、特に、この法律の中では何となく加害者のほうに手厚く何かやるのかということよりも、被害者の側からしたら、やはりこの点、被害者の心情を理解して自分がやったことの責任を十分負う。そのために何ができるかということになると思いますけれども、こういう法律ができたからには、そのための例えば修復的司法という司法がありますけれども、それなどは正にこのことを謳っているわけで、そういったようなアプローチを実際にどういう形でできるか、正に法的根拠を持ってできることになるのではないかとちょっと思いましたので、ちょっと被害者支援にずっと携わっている者ですので、この辺を大事にして基本計画等を作っただけだと、ちょっと感想と要望ということで述べさせていただきました。

○田中座長 ありがとうございます。

宮園委員、お願いします。

○宮園委員 今回、特に、もちろん理念や大きなこともあるのですけれども、地方公共団体の責務をきちんと明言していることも意義深いと思っています。

先ほど、井上先生からも、川越少年刑務所で凶悪な少年だと思っていたら、見てみたら全然違っていたというお話がありましたけれども、やはり仮釈放の満期でなぜしないのかということの一般市民の強い要望とかは、結局犯罪者というものがどういうものかという

ことの実態を余りよく知られてないということが非常に大きいのではないかと考えています。

特に、地方公共団体が様々な施策を講じるということになったときに、刑務所や少年院がある地方公共団体が地域に開かれた施設ということ、そうした施策を展開することによって、市民の理解、国民の理解を犯罪者に対する理解とか、被害者に対する理解というような施策を展開していただけるといいのかなど。地方公共団体の責務が入ったことによって、計画も立てることによって、少し期待をしたいと考えています。

先ほど、御説明もありましたけれども、協力雇用主が明確に定義されて、協力雇用主の方の地位がきちんと明確になったことも非常に再犯の関連においては有意義なことであると考えていますので、こうしたことがこの法律を根拠にして様々な施策が展開していくこと、そしてそれを国がチェックする機関を持つことも非常に重要ではないかと思いました。

それから、先ほど井上先生がP D C Aのお話をなさっていただきましたけれども、例えば性犯罪についても法制審議会で審議されて、法改正が行われるところに立っていますが、以前、法務総合研究所では、諸外国の性犯罪の状況、加害者の実態、そういう調査を行っています。見ていけば、これがあつたからこういう法改正につながるというのはわかりますけれども、やはりそこが事前にP D C Aみたいな形で説明されると、今回の再犯対策もこの法律があるからこの前に法務総合研究所で窃盗の問題やいろいろな調査をしているということが分かるのですけれども、それがもうちょっと事前に明確になると分かりやすいということをお聞きして感じていたところです。

そのような展開の仕方がもう少し分かる形で法改正、あるいは各種施策が調査と実態としての施策との連携が見える形で説明がなされるといいというのを私も感じました。以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

事務局から何かございますか。

○中島専門官 御意見、ありがとうございます。

正に本年中の計画案の策定に向けて走り始めているところでございますので、本日いただきました御意見踏まえて、その検討の中で活かしていきたいと考えております。ありがとうございます。

○田中座長 時間になりましたが、特に質問がなければ。

最後に、今後の予定について、事務局からお話をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○中島専門官 本日は、委員の皆様方から様々な貴重な御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

本日の御意見、御指摘を踏まえまして、改めて計画の内容について検討しまして、早期に取りまとめを行いまして、法務省のホームページで公表したいと考えております。

また、本日の議事の内容につきましては、従来と同様、議事録を作成しまして、ホームページで公表いたします。

次回の懇談会の懇談会の日程についてですが、次回の懇談会は来年度になりますけれども、本年7月ごろの開催を予定しております。平成28年度法務省事後評価実施計画報告書(案)について御審議いただく予定でございます。次回の懇談会の日時につきましては、

委員の皆様方の御都合を踏まえまして、事務局から御案内を申し上げます。

本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

○田中座長 皆様，どうもありがとうございました。

それでは，以上をもちまして本日は閉会とさせていただきます。

委員の先生方には，長時間にわたり熱心な御議論をいただきまして誠にありがとうございました。

—了—